

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案
令和2年(2020年)5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第138条の9第3項中「都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する」に改める。
- (2) 第234条第1項第4号ア中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市の放課後児童健全育成事業所に置くべき放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、本案を提出する。